

# 休憩・休息時間の見直しの総務省通知

人事院規則の改悪を受け、3月8日総務省は「休息時間の廃止及び休憩時間の見直しについて」の通知を出しました。

その内容は、今までの休息時間を廃止し、地方公務員においては45分だった休憩時間を1時間にし、育児や介護など特別な事情のあ

## 主張

新聞全教

## 解説

る職員のみ45分を認めるというものです。

全教は、地方自治体においては機械的に国公並みに見直すのではなく、職員団体と協議したうえで実施するように、総務省に対して強

いなか、具体的影響が見えない状況があります。

しかし、今回の「見直し」が機械的に導入されると、拘束時間の延長につながる改悪となります。したがって、教職員の勤務実態と要

本とするもの」とし、任命権者が45分にする場合は、「小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため

に必要な」と認められる職員、一定の範囲の親族等を介護するために必要があ

# 子育てや介護、通勤など 個人の条件考慮し運用を

く要請してきました。

今回の休息時間・休憩時間見直しについて、教職員

の場合は、長時間過密労働のすさまじい実態の下、実際にはなかなかとれていな

求にもとづいて、拘束時間の延長にならないようとりくむ必要があります。

通知では、1日の勤務時間が6時間を超える場合に「休憩時間は、1時間を基

ると認められる職員等」ときわめて限定しています。

そもそも地方公務員の場合、労基法が適用されており「6時間を超える場合に

の休憩時間となっており、1時間の休憩時間が機械的に実施されると、拘束時間が15分延びるようになります。

本来、十分な休憩時間が確保できることを否定するものではありませんが、休憩時間が実質取得とほど遠い状況にある学校現場では、何らメリットにはなりません。

私たちは休憩時間にかかわる条例改正については、労基法にもとづき45分を基本としながら、子育てや介護、通勤事情など個人の条件にあわせて運用できるように要求していきます。  
(生権担当中執 蟹澤昭三)